



平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 朝日放送株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 渡辺 克信
コ ー ド 9 4 0 5 大証（市場第 2 部）
本 社 所 在 地 大阪市福島区福島一丁目 1 番 30 号
問 合 せ 先 総務局長 武 周雄
T E L (06) 6458-5321

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 6 月 28 日開催予定の第 84 回定時株主総会において、下記のとおり、定款の一部変更について付議いたしますので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

平成 22 年 12 月 3 日に公布された放送法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 65 号）は公布後 9 カ月以内に施行される予定ですが、当該法律が施行されますと、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条に規定する放送区分が変更となり、放送用に専ら又は優先的に割り当てられた周波数を使用する放送は「基幹放送」、それ以外の放送は「一般放送」と定義されます。

そのため、放送法等の一部を改正する法律の施行後、当社が行っているテレビジョン放送およびラジオ放送は「一般放送」ではなく「基幹放送」に、有線放送は「一般放送」に該当することとなりますので、現行定款第 2 条（目的）の変更をお諮りするものであります。

なお、本定款の変更につきましては、放送法等の一部を改正する法律の施行を条件として、当該法律が当社第 84 回定時株主総会の開催日までに施行された場合は当該総会の開催日である平成 23 年 6 月 28 日、当該総会の開催日の翌日以降に施行された場合はその施行日を効力発生日とし、付則は、効力発生日をもって削除することといたします。

